

広報

# だいにこ

花と緑と若者の住む 互いに支え合う心豊かなまち

# DAIGO TOWN

Public Relations Magazine

2012 **8** August

- ②……………総合防災訓練を実施します
- ④……………児童扶養手当
- ⑤……………日本画の寄贈
- ⑦……………ニュースだいで
- ⑩……………国保情報えがお
- ⑫……………フォトだいで



豊作を祈る（下野宮近津神社御田植祭）

## NO.648

発行/大子町役場 総務課

〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子866番地

☎0295-72-1111(代)/0295-72-1114(直通)

Fax/0295-72-1167

E-mail / soumu@town.daigo.ibaraki.jp

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

# 総合防災訓練を実施します

平成23年3月11日午後2時46分 東日本を中心に大きな地震が襲い、未曾有の被害をもたらしました。大子町内でも家屋や石塀の損壊、数日間にわたる停電や断水など、災害の恐ろしさを身をもって体験することとなりました。

町では、今年4月から総務課内に災害対策室を設置し、万が一の事態に備え体制を整えるとともに、各種団体との間で災害時協定の締結を行うなど、総合的な災害対策を推進しているところですが、このような災害時における応急対策活動の円滑化と効果的な協力体制の確立を図るため、全町的な総合防災訓練を実施することといたしました。

災害発生時に想定される避難所開設や炊出しなどの各種対応訓練や起震車での地震体験、県防災航空隊（防災ヘリ）による救出訓練等が行われますので、町民の皆さんもぜひ訓練に御参加ください。

**【日時】** 8月19日（日）午前9時から正午まで

**【会場】** 大子町役場敷地内特設会場

**【主催】** 大子町

**【協力団体】** 教育委員会、消防団、区長会、民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、県建設業協会大子支部、飲食店組合、県石油商業組合大子支部、県トラック協会水郡線支部大子地区、JR水郡線営業所、県水郡医師会、介護老人保健施設やすらぎ、JA茨城みどり農業協同組合、陸上自衛隊勝田駐屯地、県防災航空隊、大子警察署、県常陸大宮土木事務所大子工務所、近町区・池田上区・池田中区・池田下区・田野沢地区・下金沢地区・塙区・初原地区・左貫本郷区・左貫下郷区・矢田区自主防災会、かみかぜ・川山・くるみ・前冥賀・中郷・芦野倉つばめ・しいの実・城山・いずみ・若葉・はぐろ・本郷・浅川星友・北斗・初原子ども会育成会 ほか（7月11日現在・順不同）



**【訓練内容】** 初動体制、災害対策本部設定、消防団現場指揮本部設定、中継・放水、避難、救助、要救助者搬送、応急救護、避難勧告・避難指示、初期消火、地震体験、煙体験、ヘリ救出、避難所開設、給水・炊出、情報伝達、ライフライン確保、避難所電源供給、安否確認、優先給油券発行、緊急消防援助隊等要請、緊急停止列車乗客救出などの各種訓練

## 参加される方へのお願い

気温の高い中での活動となりますので、水分の補給などの熱中症への対策について各自で取り組んでいただくようお願いします。

気象条件等の理由により内容が変更又は中止となる場合もございますので、御了承ください。駐車スペースには限りがありますので、乗り合わせでの来場に御協力をお願いします。

■問合せ 総務課災害対策室 ☎72-1114

## サイレンを吹鳴します

総合防災訓練の行われる8月19日は、次の地区でサイレンの吹鳴が行われますので、御理解のうえ、御留意ください。

■大子、依上、佐原、黒沢、宮川地区	午前7時に吹鳴
■大子町役場	午前9時に吹鳴

# 大雨や台風に備えた 風水害対策をしましょう!

災害からの避難は早めにするのが原則です。自らの安全を確保し、すばやく行動するためには、一人一人が災害に対しての意識を高め、日頃から災害に備えることが重要です。

## いつも備えておくことは？

- ・雨どいや側溝、排水路などを掃除し、水の流れをよくしておく。
- ・停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオなどを準備しておく。
- ・避難場所などを家族や近隣住民で確認しておく。
- ・非常持出品を用意しておく。



## いざというときには？

- ・ラジオ、テレビなどで気象情報を把握する。
- ・浸水の恐れのある場合には、家財家具などを二階や高いところへ移動する。
- ・速やかに避難できるように非常持出品を確認する。
- ・土のうなどで浸水防止対策を行う。

**災害への対策を万全にして、風水害に備えましょう！**

■問合せ 総務課災害対策室 ☎72-1114

## 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」減免措置のご案内

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されることとなりました。

本制度により買取に要した費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、平成24年8月分の電気料金から電気料金の一部としてお客さまに御負担いただくこととなりますが、**東日本大震災で著しい被害を受けた方**につきましては、一定の期間、賦課金の支払いが免除される減免措置がございます。

### 〈減免措置の対象となる方〉

- 地震による被害について、被災元を管轄する市町村長等から罹災証明を受けた方
- 福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等から東京電力供給エリアに御避難された方

### 〈減免期間〉

平成24年8月分から平成25年4月分の電気料金まで減免措置が適用されます。

### 〈お申込みに必要な書類〉

- 「再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書」  
※ホームページ(<http://www.tepco.co.jp/ibaraki/index-j.html>)・東京電力窓口等にて入手できます。
- 建物等に関する被害概況が記載された「罹災証明書(写)」又は「被災証明書(写)」  
※建物被害の記載がない高速道路無料化のために発行された証明書等は対象外です。  
※福島第一原子力発電所事故により御避難された方につきましては、「罹災証明書(写)」又は「被災証明書(写)」の代わりに、御避難される前の住所が記載されている書類(住民票、パスポート、免許証、公共料金の請求書等)の写しを御提出いただくことでもお申し込みが可能です。

### 〈お申込み方法〉

- 必要書類をお早めに以下の宛先まで御郵送いただきますようお願いいたします。

( 東京電力株式会社 茨城支店 再エネ賦課金減免手続きセンター  
〒310-0021 茨城県水戸市南町2-6-2  
お問い合わせ:茨城カスタマーセンター 0120-995-332 )



# 児童扶養手当



児童扶養手当とは…父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

## 手当の対象となる方

手当の対象となる児童は、次に挙げる支給要件のいずれかに該当する児童です。「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までとなります。

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める障害のある児童
- 4 父又は母が生死不明な児童
- 5 父又は母が1年以上遺棄している児童
- 6 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 8 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



## 次のような場合には、手当を受ける資格がありません。

- 1 日本国内に住所を有しないとき。
- 2 公的年金を受けることができるとき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合を含む）。
- 3 遺族補償を受けることができる場合又はこれから給付を受けることができる受給資格者に養育されている場合で、この給付の事由発生日から6年を経過していないとき。
- 4 父又は母に支給される公的年金の加算の対象となっているとき。
- 5 児童福祉法上の里親に委託されているとき。
- 6 父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障害状態にある場合を除く）。
- 7 母又は父の配偶者に養育されているとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）。
- 8 児童福祉施設に入所している。

## 所得による支給制限

受給資格者、その配偶者又は同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・きょうだいなど）の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（8月～翌年の7月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

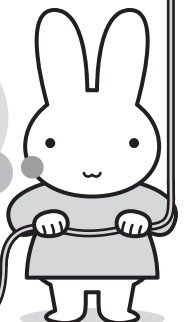
### ●平成24年度所得制限限度額（平成24年8月分～平成25年7月分）

扶養親族数	所得		配偶者、扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人～	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

### ●支給月額

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,430円	所得に応じて月額41,420円～9,780円
2人	46,430円	児童1人の手当額に5,000円加算した額
3人～		児童1人の手当額に3,000円加算した額

手当の受給には、  
福祉課窓口で申請  
手続きが必要です



■問合せ 福祉課 ☎72-1117

# 日本画の寄贈

内大野出身で、水戸市内で教師として小学校に勤務され、退職後に日本画の制作に取り組み、茨城県展（入選15回）や水戸市展、グループ展に出品されていた後藤節子さん（平成23年逝去享年81歳）の作品5点が、彫刻家で茨城大学名誉教授でもある夫の後藤末吉さん（水戸市赤塚在住）から町に寄贈されました。

町では道の駅2階ギャラリーへの作品展示が完了したことから、6月25日に後藤さんへ感謝状と記念品を贈呈して感謝の意を表しました。

贈呈式で後藤さんは、「妻の出身地である大子町に何か貢献できればと思い作品を寄贈させていただきました。ぜひお役立ていただきたいと思います。」と述べられました。

今回寄贈いただいた作品は次のとおりです。ぜひ御高覧ください。

- ◆ 「ぼたん」 20号
- ◆ 「芽立」 50号
- ◆ 「春浅き谷」 60号
- ◆ 「ヤムナの朝」 80号
- ◆ 「北魏の風」 60号



「芽立」50号



## 御存知ですか？

## 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」

**深夜（夜11時～朝4時）に『青少年』を外出させない。**

**深夜に『コンビニエンスストア』等に行かせない。**

**深夜は親が一緒でも『カラオケ・映画館』等はダメです。**

「青少年」とは、0歳から18歳未満の者を指し、「深夜」とは、夜11時～朝4時の時間帯を指します。

大子町青少年育成民会議と大子町青少年相談員連絡協議会では、「あいさつ・声かけ」運動、「親が変われば子どもも変わる」運動、「第3日曜日は『家庭の日』」運動、「地域親」運動、学校訪問など人と人の絆を高める運動をとおり、町全体で「子ども・若者＝青少年」を育み「青少年健全育成」を推進しています。親が大人が、家庭で学校で地域で青少年を非行から守り、支援の輪を広げましょう。まずは『あいさつ』など、できることから始めましょう。

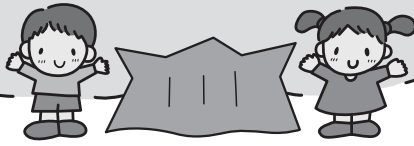
「あいさつ」には、「あい」があります。「あいさつ」は、人と人をつなぐ魔法の言葉です。「あいさつ」の輪、今日から、あなたから。みんなで「あいさつ」すれば、町はきっと明るくなります。みんなで「あいさつ・声かけ」運動を始めましょう。

- 毎日笑顔で…………おはようございます
- いつも感謝で…………ありがとう
- 大きい心で…………ごめんなさい
- 自らすすんで…………こんにちは、こんばんは

大子町青少年育成町民会議  
大子町青少年相談員連絡協議会  
問合せ／生涯学習課 ☎72-1148

携帯電話や携帯ゲーム機、  
パソコン等でインターネットに  
接続するときは、  
必ずフィルタリングしましょう。

# 大子町 特色ある教育の創造



# 児童生徒読書推進事業 育て「本、大好きな子」

大子町立さはら小学校

児童の登校後、ひとしきり朝の活動や朝読の準備で図書室がにぎわうと、聞こえてくるBGMを合図に、8時20分から「読書タイム」が始まります。この10分間は、教室にページをめくる音だけが響きます。本校の主な取り組みは、次のとおりです。

## 1 読み聞かせ

- ・高学年によるペア低学年への読み聞かせ……………毎週水曜日
- ・町図書館プチ・ソフィアの1年生への読み聞かせ……………毎週金曜日
- ・保護者読書ボランティアの読み聞かせ……………随時

## 2 読書集会

- ・図書委員会（図書館の利用・読み聞かせ・ブックトーク）…春と秋
- ・「森のおはなし会」による読み聞かせ会……………2学期末

## 3 坂本裕功先生の朗読と萩原厚子先生のシンセサイザーによる朗読コンサート

## 4 その他の取り組み

- ・「読書トライアル30」（先生お薦めの本30冊を読む）
- ・親子読書タイム（曜日や時間を設定して本を読む）
- ・「家読だより」の発行（各家庭の家読紹介等）
- ・ポータルサイト「図書紹介コーナー」で本を紹介する

以上の取り組みをもとに、全校児童が今年度もたくさんの本に親しみ「年間50冊以上の読書達成」を目指しています。



■問合せ 教育委員会 ☎79-0170

Q Dさんは居宅として平成3年に木造家屋を新築しました。家屋は年々老朽化していきませんが、固定資産税評価額はどのようになりますか？  
また、いつまで課税されますか？

やさしい  
税のおはなし



第9回

A 固定資産税評価額は、3年ごと（基準年度）に見直されます。  
平成24年度は、基準年度の年に当たるため評価額を見直しました。

家屋の評価額見直しの仕組みは次のとおりです。

評価額は、所有の家屋を評価の時点（基準年の1月1日）において新築すると仮定した場合の建築費用『再建築価格』に、年数の経過によって生じる老朽や損耗を加味した減点補正率『経年減点補正率』を乗じて算出した額になります。

$$\text{固定資産税評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

$$\parallel$$

$$\text{基準年度の前年度（平成23年度）再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率}$$

家屋の評価額は、土地の評価額とは異なり、徐々に減少していきます。

また、家屋が存在する以上評価額は「0円」になることがないため、当初評価額の概ね2割程度が最終的な評価額として据え置かれます。

Dさんが所有する家屋の建築当初評価額を1千万円とした場合、最終的な評価額は概ね200万円となり、以降は価格が据え置かれることとなります。

よって、Dさんには家屋を所有している限り、家屋の固定資産税について毎年おおよそ2万8千円（評価額×1.4パーセント）が課税されることとなります。

■問合せ 税務課 ☎72-1116

## 日赤訓練

6月14日と15日の2日間にわたり、災害時に最前線で被災者の救護に当たる日本赤十字社救護員の皆さんが、大子温泉やみぞ体育館を会場に災害救護訓練を行いました。大子町日赤奉仕団員をはじめ、消防本部も参加した今回の訓練は、大地震の発生による被害を想定して行われ、医療チームによる救護所の設置やボランティアによる応急手当、非常食の炊き出しなどの一連の流れを確認しました。また、区長の皆さんによる見学会も行われ、救護用器材を実際に手にとり、日赤職員に細かな疑問点を質問するなど東日本大震災以降の防災意識の高まりを感じるものとなりました。



## いきいきサロン



6月14日に上郷いきいきサロンの皆さんが山田ふるさと農園を訪れ、陶芸体験とバラ園の見学を行いました。

今回は、山田ふるさと農園で陶芸窯を主宰する布施さんの指導により陶芸体験を行い、交流を深めました。思い思いに形作った作品は布施さんの窯で焼きあげられるそうです。また、同農園内のローズガーデン森谷を訪れ、咲き誇る色とりどりのバラとその優雅な香りに参加者から感嘆の声が上がりました。

ふるさと農園に新たな交流の種が蒔かれました。

## スポーツで心地よい汗を

6月4日に、「第1回やみぞ林グラウンド・ゴルフ大会」が大子温泉やみぞの常設コースを会場に開催され、参加者の皆さんは自身のベストスコアを目指してプレーしました。また、6月5日には中央公民館グラウンドで「第32回老人クラブ対抗クロケット大会」が開催され、参加30チームによる熱戦が繰り広げられました。

健康の維持管理には適度な運動が欠かせません。朝夕の涼しい時間帯を利用して、スポーツに取り組み、心地よい汗を流してみたいかがでしょう。



# 旅券(パスポート) 窓口の受付時間 のお知らせ



8月1日からの旅券窓口の  
受付時間は次のとおりです。

手続の種類	曜日	時間
旅券申請	月曜日～ 金曜日	午前8時30分～ 午後4時30分
旅券受領	(祝日及び年末 年始を除く。)	午前8時30分～ 午後5時

※正午から午後1時の間は旅券窓口を休止しますので御理解をお願いします。

■問合せ 町民課 ☎72-1112

# 個人事業税の 納税について

平成24年度個人事業税の第1期分の納税通知書は、8月中旬に発送されます。

納付期限は8月21日(火)から8月31日(金)までとなりますので、期限内に納付されますよう、お願いいたします。

なお、すでに預金口座からの振込手続きをされている方は、8月31日(金)に口座引き落としになりますので、残高の確認をお願いします。

詳しい内容や、新たに口座振替制度の申込みを希望される方は、茨城県常陸太田県税事務所まで、お問い合わせください。

■問合せ 茨城県常陸太田県税事務所  
課税第一課個人事業税担当  
☎0294-80-3311

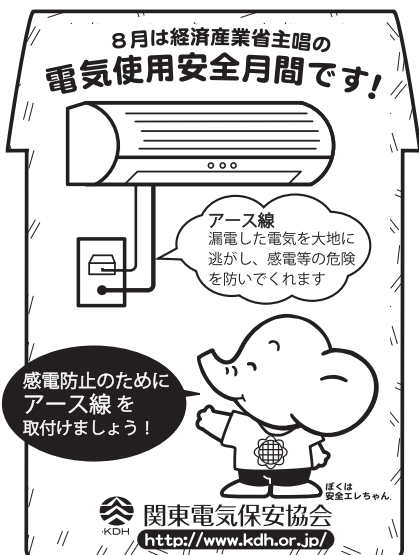
# 8月は「道路ふれあい月間」です

国は、道路の正しい利用と、道路愛護の普及を目的として、毎年8月1日から31日までの1か月間を「道路ふれあい月間」、8月10日を「道の日」と定めています。

道路は、私たちの毎日の生活を支えるうえで、欠かすことのできない大切なものですが、あまりにも身近な存在であるためその重要性が見過ごされがちです。「道の日」を契機に道路の役割をもう一度見直してみませんか。

## 道路に関する問い合わせ先

- ◆国道及び県道・・・大子工務所 道路管理課 ☎72-1713
- ◆町道、林道、農道・・・大子町役場 建設課 ☎72-2611



# 茨城県警察官 採用試験受験案内

第1次試験日  
9月16日

- ◆郵送又は持参による願書受付：7月2日～8月15日
- ◆インターネットによる願書受付：7月2日 午前9時～  
8月13日 午後5時

受験資格その他詳しい内容については下記HP内採用試験広報ページを御覧ください。

◎茨城県警察HP <http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/>

■問合せ 大子警察署警務係 ☎72-0110



# 太子町高齢者等さわやか生活支援事業が始まります

理髪店・美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者や障がい者の皆さんに対して、訪問による理容・美容のサービスを行い、料金の一部を助成します。

## 対象者

町内に在住の高齢者または障がい者で、寝たきり状態で外出が困難な方（要介護・要支援認定、障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方に限る）。

## 申請

サービスの利用を希望される方は、福祉課に申請書を提出してください。申請書は窓口にて用意してあります（家族等による代理申請もできます）。

福祉課で申請者の状況を確認し、利用の決定又は却下を通知します。

利用の可否は一年度ごとに更新します。一度決定した方も来年度4月には再度の申請が必要です。

## 内容

利用者には利用券を交付するので、所定の理髪店・美容院に電話等でサービスを依頼してください。

サービスの提供の際に利用券を提示すると、料金から1,500円が割引になりますので、1,500円を超えた分の料金をお支払いください。（※料金は各店で異なります。）

利用回数は2か月に1回を基準として、年度中6回を限度とします。（※平成24年度は4回を限度とします。）

●サービスの実施は8月1日からとなります。詳しい内容は福祉課までお問い合わせください。

■問合せ 福祉課 ☎72-1117

## 自衛官募集案内

お問合せ先：自衛隊茨城地方協力本部 日立出張所  
TEL/FAX：0294-21-1524

住所：日立市平和町1-13-7

自衛隊一般曹候補生	海上・航空自衛隊航空学生	自衛官候補生(女子)	自衛官候補生(男子)
応募資格			
18歳以上27歳未満 (S61.4.2～H7.4.1までの間に 生まれた者)	18歳以上21歳未満 (H4.4.2～H7.4.1までの間に 生まれた者)	18歳以上27歳未満の女子 (採用予定月の1日現在)	18歳以上27歳未満の男子 (採用予定月の1日現在)
受付時期			
平成24年8月1日(水)～ 9月7日(金)	平成24年8月1日(水)～ 9月7日(金)	平成24年8月1日(水)～ 9月7日(金)	年間を通じて行っております
試験日			
第1次試験：9月17日(月)	第1次試験：9月22日(土)	9月23日(日)	9月16日(日)・29日(土)・ 30日(日)
試験場			
古河駐屯地 霞ヶ浦駐屯地	土浦駐屯地	霞ヶ浦駐屯地 勝田駐屯地	霞ヶ浦駐屯地 勝田駐屯地
試験内容			
(1)筆記試験：択一式 (国語、数学、英語・作文) (2)適性検査	(1)筆記試験：択一式及び記述 式〔国語、数学、英語、地 理歴史、公民又は理科のう ちから1科目〕 (2)適性検査	(1)筆記試験 (国語、数学、社会・作文) (2)口述試験 (3)適性検査及び身体検査	(1)筆記試験 (国語、数学、社会・作文) (2)口述試験 (3)適性検査及び身体検査

あぶないよ  
よそみ いねむり  
けいたいでんわ

7月20日～8月20日は平成24年夏の交通事故防止県民運動期間です。

〈運動の重点〉◆子どもと高齢者の交通事故防止

◆飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

## 国保情報

# えがお

## 高齢受給者証を御確認ください

70歳から74歳の国保の加入者に自己負担割合が記載されている「高齢受給者証」が交付されます。

8月1日からの新しい受給者証（水色）は7月下旬に郵送しましたので、内容を御確認ください。

## 70歳～74歳の国保加入者は、医療機関の窓口へ『高齢受給者証』と『保険証』を提示して診療を受けます

医療機関では、窓口での一部負担金（1割または3割）を「高齢受給者証」で確認しますので、受診するときは忘れずに「高齢受給者証」と「保険証」の両方を提示してください。

窓口で支払う一部負担金は、所得により異なります。

現役並み所得者  
**3割**負担

それ以外の方  
**1割**負担

- 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる方です。
- 入院時の食事代は別途負担となります。
- 保険診療の対象とならないものは含まれません。

## 『高齢受給者証』を提示すると一部負担金が限度額までになります

「高齢受給者証」を提示すると、医療機関での一部負担金の支払いが限度額までとなります。

また、ひと月に複数の医療機関を受診した場合など、1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合は、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

なお、70～74歳の方で住民税非課税世帯に属する方は、「高齢受給者証」のほかに「限度額適用認定証」を提示すると一部負担金がさらに軽減されますので、役場町民課で交付申請をしてください。

## 『70歳未満の方も「限度額適用認定証」の交付申請を!!』

国保に加入している方で、70歳未満の方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで一部負担金が限度額までとなります。ただし、国民健康保険税を滞納していない世帯の方に交付されます。

※すでに「限度額適用認定証」の交付を受けている方は有効期限をご確認ください。「限度額適用認定証」の有効期限は毎年7月末日までとなっています。有効期限が切れている方で、8月以降も必要な方は、役場町民課で交付申請してください。

## 年に一度の健康チェック



## 国保に加入している40歳～75歳未満のみなさんへ 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう!!

特定健診・特定保健指導の目的はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクのある方を早期に発見し、生活習慣病の発症を防ぐことです。

特定健診の結果から、メタボリックシンドロームのリスクの高い人に対して生活習慣改善のための保健指導が行われます（特定保健指導）。

特定健診は自分自身の健康状態を確認し、生活習慣を改善する絶好のチャンスです。生活習慣病予防と健康づくりのため、必ず特定健診を受けましょう。

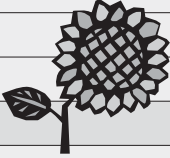
2012

8

# カレンダー

## 葉月・August



日付	行 事 名	場 所	時 間	対 象 者	問 合 せ
1(水)	心配ごと相談	㊦	13:00~15:00	一般	協
2(木)					
3(金)	巡回労働相談	㊦	10:00~14:30	一般	企
4(土)					
5(日)					
6(月)	お知らせ版8月号発行 健康教室	㊦	13:30~15:00	一般	健
7(火)	定期健康相談 消費者相談 献血(役場)	保 企	13:30~15:00 9:00~12:00 13:00~16:00 10:00~15:30	一般 一般 一般	健 企 健
8(水)	飲用井戸水水質検査受付	保	10:00~11:00	一般	健
9(木)					
10(金)					
11(土)					
12(日)					
13(月)					
14(火)	花火大会と灯籠流し 定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
15(水)					
16(木)					
17(金)	巡回労働相談	㊦	10:00~14:30	一般	企
18(土)					
19(日)					
20(月)	「広報だいご」9月号発行 健康教室	㊦	13:30~15:00	一般	健
21(火)	一日年金事務所(出張年金相談) 定期健康相談 消費者相談	分 保 企	10:00~14:00 13:30~15:00 9:00~12:00 13:00~16:00	要予約 一般 一般	民 健 企
22(水)	献血(カインズホーム大子店)		10:00~16:00	一般	健
23(木)					
24(金)	就職支援出張相談	㊦	10:00~15:00	一般	企
25(土)					
26(日)					
27(月)	こころの相談	保	13:00~16:00	要予約	健
28(火)	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
29(水)					
30(木)					
31(金)					

### 連絡先

公	中央公民館	72-1148
リ	リフレッシュセンター	72-1149
保	保健センター	72-6611
庁	役場庁議室	
会	役場第1会議室	
分	役場第1分室会議室	
総	総務課	72-1114
企	企画観光課	72-1138
民	町民課	72-1112
福	福祉課	72-1117
健	健康増進課	72-6611
地	地域包括支援センター	72-1175
通	生涯学習課	72-1148
消	消防本部	72-0119
協	社会福祉協議会	72-2005
文	文化福祉会館	72-2005
水	水道課	72-2221
環	環境センター	72-3042
衛	衛生センター	72-3076

### 救急協力当番病院

月 日	病 院
7月16日(月)~ 22日(日)	保内郷メディカルクリニック
23日(月)~ 29日(日)	久保田病院
30日(月)~8月 5日(日)	慈泉堂病院
8月 6日(月)~ 12日(日)	保内郷メディカルクリニック
13日(月)~ 19日(日)	久保田病院
20日(月)~ 26日(日)	慈泉堂病院
27日(月)~9月 2日(日)	保内郷メディカルクリニック

慈泉堂病院 ☎72-1550  
久保田病院 ☎72-0023  
保内郷メディカルクリニック ☎72-0179

### 8月の納付のお知らせ 税務課☎72-1116

- ◆町県民税 第2期分
  - ◆国民健康保険税 第2期分
  - ◆介護保険料 第2期分
  - ◆後期高齢者医療保険料 第2期分
- 納期限は、8月31日(金)です。

### 町の人口と世帯 平成24年 7月1日現在

★人 口 20,045人(-18/-380)  
男 9,864人(-13/-204)  
女 10,181人(- 5/-176)  
★世帯数 7,710戸( 2/- 26)  
(前月比/前年比)

主な行事等を掲載しましたが、日時等が変更になる場合もあります。

# フォトだいで

## 惜別



## さよならメリーさん ずっと友だちだよ

6月28日に、黒沢小学校音楽室で「メリーさんとおわかれ会」が行われました。

青い目の人形メリーさんは、昭和2年にアメリカから日本へ友好の証しとして贈られた12,739体の人形の中の1体で、黒沢小学校では地域をあげて大歓迎をしたそうです。

その後、昭和16年に太平洋戦争が始まると、全国の青い目の人形は敵国の人形だという理由で焼かれたり壊されたりしてしまいました。当時、黒沢小学校に勤務していた菊池博子さん（町付）は、なんの罪もないかわい人形をどうしても焼き捨てることはできず、図書館の本棚の裏側にこっそりとおいておいたそうです。

85年もの間、黒沢小学校のシンボルとして子どもたちとともに過ごしてきたメリーさんですが、これからも末長く後世まで伝えていくために、専門的な施設である茨城県歴史館に寄託されることになりました。

おわかれ会で子どもたちは、心のこもったおわかれのことばと校歌をメリーさんに贈り、記念に集合写真を撮影してわかれを惜しみました。

メリーさんは、見送る子どもたち一人一人に「ありがとう黒沢小学校の皆さん ずっと友だちだよ」と語りかけながら、ベージュ色のケープから控えめにのぞかせる左手を、いつまでもいつまでも振っているように見えました。



小学校に残る当時の写真

※『広報だいで』に掲載されている写真を希望の方は総務課☎72-1114までご連絡ください。